

健康保険料、介護保険料、 労働保険料の料率変更について

注目トピックス 1

01 | 健康保険料、介護保険料、労働保険料の 料率変更について

毎年3月は健康保険料率及び介護保険料率の改定時期ですが、今年度は衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたことから、平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率の変更は、例年より1カ月遅れの4月分（5月納付分）からとなる見通しです。

また、新年度を迎えるにあたり労働保険（労災・雇用）料率も改定となります。

注目トピックス 2

02 | 厚生労働大臣が定める現物給与価額の 一部改訂について

社会保険の標準報酬月額を決める際には、通貨で支払われる給与以外の「住宅」「食事」などの現物給与も合算されます。

平成27年4月からこの現物給与価額が一部改定されますので、現物給与について解説します。

社会保険労務士法人 未来経営より

03 | お問い合わせについて

04 | 近況報告

健康保険料、介護保険料、 労働保険料の料率変更について

平成27年4月からの健康保険料率及び介護保険料率の改定の見通し、ならびに労働保険料の料率改定について解説します。

はじめに

毎年3月は健康保険料率及び介護保険料率の改定時期ですが、今年度は衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたことから、平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率の変更は、例年より1カ月遅れの4月分（5月納付分）からとなる見通しです。

また、新年度を迎えるにあたり労働保険（労災・雇用）料率も改定となります。

健康保険財政の現状と課題

高齢化の進展などの理由により国民医療費が増加し、一方で労働力人口（働く世代の人口）が減っているため、健康保険財政は依然厳しく、保険料率も増加傾向が続いています。

中でも幅広い世代や企業の受け皿となっている「協会けんぽ」はその影響が大きく、保険料の激変緩和のために国庫負担率を増加させるなどの対応がとられています。

平成26年3月以降の健康保険料率は、これら激変緩和措置のためおおむね前年と同水準に据え置かれていました。

この度平成27年4月分保険料より、保険料率は以下のように改定になる見込みです。

健康保険料率

都道府県	旧保険料率 (3月まで)	新保険料率 (4月から)
長野	9.85%	9.91%
東京	9.97%	9.97%
千葉	9.93%	9.97%
神奈川	9.98%	9.98%

介護保険料率

旧保険料率	新保険料率（4月から）
1.72%	1.58%

保険料の改定は平成27年4月分保険料（5月納付分）からになります。給与計算時に保険料控除額の変更が必要になりますのでご注意ください。

労働保険料率について

▼ 労災保険料率

労災保険料率が平成27年4月より改定となる見込みです。業種ごとの労災保険率は全54業種平均で0.1/1000引下げ（4.8/1000 → 4.7/1000）となる予定です（全業種中、引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種）。

その他、建設事業にかかる労務費率の改定などが行われます。

▼ 雇用保険料率

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度の料率を据え置き、

- 一般の事業 1.35% (0.5%)
- 農林水産、清酒製造の事業 1.55% (0.6%)
- 建設の事業 1.65% (0.6%)

とし、平成27年4月1日から適用となる予定です。

※カッコ内は労働者負担分

保険料率改定については当事務所までお尋ねください。

厚生労働大臣が定める現物 給与価額の一部改訂について

平成 27 年 4 月から社会保険上の現物給与価額が一部改訂されます。社会保険における現物給与の基本についても併せて解説します。

はじめに

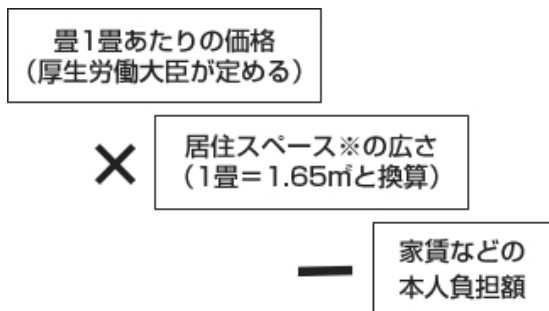
社会保険の標準報酬月額を決める際には、通貨で支払われる給与以外の「住宅」「食事」などの現物給与も合算されます。

平成 27 年 4 月からこの現物給与価額が一部改定されますので、現物給与について解説します。

現物給与その 1「住宅」

社員に社宅や寮などの住宅を供与した場合、本来本人が負担すべき家賃などの費用を会社が負担していることとなるため、社会保険上の報酬に当たります。

ただし、家賃相当額の全額が報酬となるわけではなく、下記のような計算基準があります。



※居住スペース…玄関、台所、トイレ、浴室、廊下などを除く

例：東京都で、「居住スペース」30㎡の寮に住まわせ、寮費 5,000 円を天引きしている場合

$$2,400 \text{ 円} \times (30 \text{ ㎡} \div 1.65 \text{ ㎡}) - 5,000 = 38,636 \text{ 円}$$

が現物給与となります。この度、住宅についての価額改定はありません。

現物給与その 2「食事」

食事の提供をする場合、食事代を労働者からいくら徴収し

ているかで取扱いが異なります。

▼ 現物給与価額の 3 分の 2 未満の価額を食事代として徴収している場合

現物給与の価額から徴収額を引いた価額が現物給与価額となります。

例：東京都で食事供与をしている場合で、1ヶ月分の食事代として 10,000 円を徴収している場合

東京都現物給与価額（東京都は 19,500 円）

$19,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 分の } 2 = 13,000 \text{ 円} > \text{徴収額 } 10,000 \text{ 円}$
であるため、

$19,500 - 10,000 \text{ 円} = 9,500 \text{ 円}$ が現物給与価額となる。

※都道府県により現物給与価額が決められている。

▼ 現物給与価額の 3 分の 2 以上の価額を食事代として徴収している場合

現物による食事の供与はないものとして取扱います。

例：東京都で食事供与をしている場合で、1ヶ月分の食事代として 15,000 円を徴収している場合

東京都現物給与価額

$19,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 分の } 2 = 13,000 \text{ 円} < \text{徴収額 } 15,000 \text{ 円}$
であるため、現物給与はないものとなります。

この度、ほぼすべての都道府県で食事にかかる現物給与価額が上がりました。

現物給与に関するご質問は当事務所までお寄せください。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4-6-4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

スタッフよりあいさつ

こんにちは、未来経営の森井です。

諸事情ありまして、また久しぶりに書く機会を頂きました。有難いです。

先週、税理士事務所で一番忙しい確定申告期がやっと終わりました。この時期だけは事務所の空気が若干ピリつきます。職員の眉間のしわが深くなります。インフルエンザにかかる＝バイ菌と予測変換されます。ただ皆、普段は穏やかでとっても優しいです。人間、ある程度の余裕が大切です。ということで、そんな繁忙期を今年も無事終えることが出来たので、一休みしてまた頑張りたいと思います。

